

**令和5年第4回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（臨時会）
会議録**

日 時 令和5年11月20日（月）午後1時30分～午後2時00分

場 所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 4名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 鳥海 俊身、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子

欠席者 委員 塩田 真紀子

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 田中 智文、給食課長 友野 裕之、管理給食係長 瀧島 淳介、
管理給食係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部参事 吉川 泰弘
羽村市教育委員会生涯学習部教育課長 伊藤 晋
瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第7号 羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則
の一部を改正する規則

会議経過

○教育長（儘田文雄） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第5回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（臨時会）を開会します。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第27条第2項の規定によりまして、教育長において、永井英義委員を指名します。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 日程第2、議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） 事務局長。

○事務局長（田中智文） 議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本案は平成28年4月以降運用してまいりました給食費について改定を行うため、規則の一部を改正しようとするものです。

また、併せて文言の整理を行います。

はじめに議案第7号資料1をご覧ください。

規則改正の経緯について、説明します。

給食費の改定につきましては、本年7月に羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会に、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会から「学校給食費の改定について」諮問し、資料のとおり同年10月に羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会から答申をいただきました。

いただいた答申を尊重し、答申書2枚目、別紙下段に記載のとおり、平成28年当時の物価の上昇率等を勘案し、新たな給食費を算定し、今回規則改正についてお諮りするものです。

お手元の議案第7号資料2、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側、旧となっている部分が改正前、左側、新となっている部分が改正後であります。
新の方でご説明させていただきます。

まず第15条は給食の対象についての規定で、第1号及び第2号について、文言の整理をします。

次に第16条、給食実施予定の連絡についての規定で、給食人員報告書の提出期日について、文言の整理をします。

次に第17条、給食の変更・停止・給食人員等の異動についての規定で、現在の運用は平日なか5日必要なことから、文言の整理をします。

2ページをお開きください。

次に第18条は学校給食献立表の配布についての規定で、文言の整理をします。

次に第19条は給食を実施しない日についての規定ですが、現状に即さないため削ります。

それに伴い第20条が第19条に、3ページになりますが、第21条が第20条に繰り上がります。

第20条は給食費の額についての規定で、給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに職員等の負担金額について、改正しようとするものです。

まず小学生については、低学年が月額4,540円、中学年が月額4,710円、高学年が月額4,880円に改正し、中学生については全学年同額で月額5,570円に改正しようとするものです。

職員等につきましては、小学校に属する職員、小学校給食を調理配食している羽村・瑞穂地区学校給食センターの業務に従事する職員等については、小学生高学年と同額の月額4,880円とし、中学校に属する職員及び中学校給食を調理配食している羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの業務に従事する職員等については、中学生と同額の月額5,570円にしようとするものです。

4ページをお開きください。

次に第21条は給食費の基準日数及び基準額についての規定を新たに追加しようとするもので、第1項では給食費の月額設定の基礎となる年間の基準日数が、小学校は185日、中学校は180日であることを規定しようとするものです。

第2項では給食費の一日当たりの基準額について、その算出方法を規定しようとするものです。

次に第22条は給食費の日割算定についての規定で、第1項及び同項第1号、第2号及び第5号については、文言の整理をします。

5ページをご覧ください。

第7号では職員等のうち、非常勤等の者で給食を受ける日が予め限られている場合に

については、日割りで算定することを新たに規定しようとするものです。

第7号の追加により旧第7号が第8号に繰り下がります。

また、同条第2項については、条ずれによる文言の整理をします。

次に第23条は給食費納入通知書についての規定ですが、現状に即さないため削ります。

それに伴い、第24条が第23条に繰り上がります。

第23条は給食費の納入についての規定で、現在の運用方法に合わせて文言の整理をします。

6ページをお開きください。

次に第24条は給食費の追納についての規定を新たに追加しようとするもので、基準日数を超えて給食を実施した場合には、その超えた分の給食費を年度末に納入することを規定しようとするものです。

次に第25条は給食費の返戻についての規定で、第1項及び同項第1号、第2号については文言の整理を行い、同項第3号を削り、第2項として追加するものです。

給食費の返戻にかかる必要な事項は、教育長が別に定めることについては新たに1項追加し、第2項として規定し、第3号を削り、第1項及び同項第1号、第2号については文言の整理をします。

次に第26条は給食費の精算時期についての規定で、各号において文言の整理をします。

7ページの付則について、ご説明いたします。

第1項は施行期日について定めるもので、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

第2項は改正後の規則第21条の規定に基づく給食費の額は、令和6年4月以降の給食費について適用し、同年3月までの給食費については、従前の例によるという適用区分について、定めたものです。

以上をもちまして議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑に入る前にお時間を取りますので、ご確認いただければというふうに思います。それではこれから質疑を行います。

何か質疑ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長職務代理者（鳥海俊身） 教育長、いいですか。

○教育長（儘田文雄） 鳥海委員。お願いいたします。

○教育長職務代理者（鳥海俊身） 今回の議案の内容ですけれども、給食費の改定という

ことで、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会、これに諮問をして答申を受けたということで、その答申を尊重したのが今回の改正案ということで理解しておりますけれども、運営審議会においてこの答申が出てきて、要は改定する必要があるということになったわけですが、その議論の中で満場一致というような形だったのか、議論が白熱していたのか、その辺の状況をご説明願いたいと思います。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） 事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智文） 運営審議会の中では3回ほど審議をやっているんですが、最終的にその答申案を3回目にお示しさせていただいて、その時の出席委員が23人中19人の方が出席でした。

満場一致でこの答申についてはご同意いただきました。

審議の中で、「このような物価高の状況で更に給食費を上げるのか」というようなご意見は、一切ございませんでした。

やはりこれだけ物価が上がっていると、当然同額であれば質を落とさざるを得ないというのは保護者の方も皆身に沁みて感じていることだと思いますので、その辺は一切、逆に栄養バランスの取れた給食を子供達に提供させるべきだというご意見で、そのご意見一辺倒でした。以上です。

○教育長職務代理者（鳥海俊身） 教育長。

○教育長（儘田文雄） 鳥海委員。お願いします。

○教育長職務代理者（鳥海俊身） ありがとうございます。

今の報告を伺いまして、結局我々がこの教育委員会でこの議案を審議して採決するわけですよ。

その時の値上げする金額の根拠とか、そこまでを細かく審査をするわけではなく、一つの機関が決定した額を尊重した額になっていますよという根拠ですよ。

そこでの結局ですから、議論がどのようになされたのかという部分は、判断するうえで非常に大きなことであろうというように思います。

そのことから今の質問と言いますか、お伺いしました。ありがとうございます。

○教育長（儘田文雄） ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

○委員（永井英義） 教育長。

○教育長（儘田文雄） 永井委員。お願いします。

○委員（永井英義） 教育長。

すいません。議案7号資料2の2ページ目、新しい方の19条辺りから23条辺りまで、給食費の日数とか計算方法とかその辺の、これは書き方が変わったという感じなの

かなと思って読んでいますが。これは計算するとそうでなくなるから敢えて一食単価は書かないようにしたのか。

例えば11かけて日数で割った時に、以前は一食単価幾らって参考単価出ていましたけど、こっち、新しい方は出てないので、敢えて書かないようにしたのか。

もう一点が、書き方が変わっただけであろうなという感じなんですけど、例えば具体的にどんな違いがあるのかというのを、ちょっと教えてください。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○事務局長（田中智文） 基本的にその金額の表記の仕方だけであって、単価の計算方法が変わるとか、そういうことではありません。

それで給食なんですけど、原則的には日替わり定食じゃないですけど、そういうふうに注文して今日はある、いらないとか、そういうふうにするものではないので、あらかじめ給食の申込みじゃないですけど、そういう手続をした方については、児童・生徒ですね、羽村・瑞穂の学校に在籍する限りは給食の提供を受け続ける前提になりますので、原則は月ごとのお支払いになります。

日額が出ているとその辺の誤解も生じ得るので、今回は敢えてそこは表現取らせていただきました。

それで日割り算定とかそういう時には、当然一日の基準額とか、年間の基準額との月額を11で除してということによって一日当たりの単価が出ますので、その過不足を精算いただくという形に変えています。

ただ、これは現行の運用方法と全く変わりませんので、ただ例規上の表現を変えさせていただきます。以上です。

○委員（永井英義） 教育長。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○委員（永井英義） ありがとうございます。今のは分かりました。

もう一点なんですけど、先ほどの鳥海委員の質問にちょっと関係してはいるんですけど、今回16%程度というので審議会のほうでご検討いただいたと思うんですけど、それが令和5年4月分から8月分の中旬速報値の平均を基準としたあたりから算出していると思うんですけど、それ以降、今もう11月に入って物価変動とか、その先の見通し、なかなか難しいところではあると思うんですけど、頻繁に値上げをするということもなかなか難しいのでその辺、以前も確認しましたが、もう一度確認させてください。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○事務局長（田中智文） この16%という数値なんですけど、総務省の消費者物価指数を

元に算定しています。

消費者物価指数については原則その地区が、エリアが決められていて、一番近い所だと都内23区になります。

その数値を参考とさせていただいて、この平成28年については28年の年度平均の物価上昇率になります。

令和2年度を100としますので、それを100とすると平成28年は96.2になります。

これ年平均なので、本当は月ごとに消費者物価指数出ますので正確な数値ではないんですが、これは4月から8月までの直近の平均を出しますと112.3になりますので、112.3から96.2を引くと16.21%の上昇率になります。

これ8月なので、今現在もう10月分まで出ているんですが、これ高止まりではなくて若干微増しています。

なので年度平均なので、1月、2月、3月入りますので、平均するとこのまま行けば大体16%程度に見込んでおります。

ただ、次年度以降どうなるかというのはちょっと不透明なところがありますので、その辺もあるんですが、ただ28年の物価上昇率に合わせた金額で、今回小学生で言うと1食40円、中学生だと50円になるので、かなりの上げ幅になっていますので、すぐに改定とか、そういうレベルにはならないのではないかと事務局では考えております。最低3年間程度はこの金額で何とかいきたいなというふうには考えています。

ただ、それは現状の見込みなので、それがまた世界情勢が何かあってすごい物価上昇があると、そういうことは予測できませんので、現状としてはそんなふうに見込んでいます。以上です。

○教育長（儘田文雄） よろしいですか。

○委員（永井英義） ありがとうございます。

○教育長（儘田文雄） 他はどうでしょうか。

○委員（村上豊子） 教育長。

○教育長（儘田文雄） はい。村上委員、お願いします。

○委員（村上豊子） 4ページの第24条が新しく加えられたということで、給食費の金額で、年度末に納入するということですが、基準値を超えて実施したということは、今までもその実績があったんでしょうか。

この基準日数を超えたということは、給食を弾力的に運用するつもりがあるというふうに受け取っていいのか、それともそうでもなく、たまたまそうってしまったからそれをどういう形で追納させるか、そういったことを文言にした方がいいというふうに考えたのか。

一応185食と決まっている、それを超えた分に関してもだと思っうんですが、そこら辺少し説明していただければと思います。

今度新しく規定の追加ということで。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○事務局長（田中智文） まず2ページを見ていただければと思っうんですけど、給食稼働日、給食の日数という規定があるんですが、この中で第1項で給食センターの行う給食稼働日というのが185日以上としています。

これは実際には190日くらいになっているんですが、その中で各小・中学校ですね、羽村市内と瑞穂町の公立学校の教育課程に合わせた形で、学校から計画書を出していただいていますので、それが基本とするのは小学校は185日、中学校については180日ということで、給食費についてもそれを基準として算定していますので、それがたまたま超えた時にはその分を追納いただくという規定が今までなかったもので、そこを明確にする意味合いで追納という形で、今回文言の整理もそうなんですが、分かりやすくするために規定を追加させていただいたということです。以上です。

○委員（村上豊子） 教育長。

○教育長（儘田文雄） どうぞ。

○委員（村上豊子） 今まではその追納が必要なケースというのはあったんでしょうか。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。

○事務局長（田中智文） ええ、実際にございます。

実際にあるのに追納の規定もないと、結局教育長の委任事項で今までやっていたような形になるので、やはりそこは明確に規定させていただいて、返す時と逆に徴収、日数が満たなければお返しするような形になりますし、追加になればその分を追加で精算していただくという形になりますので、逆に追加部分がない規定だったんです。以上でございます。

○教育長（儘田文雄） よろしいですか。

○委員（村上豊子） はい。そこが明確になるということは大事だと思いますので。

でも言い換えるとそれは弾力的に運用してもいいよということになるのかなと思っうと、例えば185でなく、もっと給食を利用したいという学校が出てきた時には、それは積極的にオッケーになるので、そこら辺をどういうふうに捉えているのかなと思っうに、それを質問したかった。

○事務局長（田中智文） そうですね、はい。すいません。教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。

○事務局長（田中智文） 基本的には学校側の要請に答える形には、スタンスは変わりません。

ただ、年度始まりですとか、そうなるとクラス編成とか数が変わったり、人数が未確定だったりしますので、食材って大量発注しますので、最低でも5日間、変更には必要なですね。

そういうものとかがあるので、稼働できる日にちというのはあらかじめ決められています、物理的に決まってしまうので。

それ以外の日、例えば長期休業中だとか、そういう時にしたいというご要望があったとしたら、それはちょっと要相談になりますけど、基本的には難しいですね、メンテナンスとかがありますので。そういう期間も必要ですから。基本的にはそんな考えです。

○委員（村上豊子） 分かりました。

捉え方によって、私がそう感じたように、弾力的に運用してくれるのかなというような勘違いも生まれるかもしれないので、そこら辺は説明がもう一つあるといいかなというふうに思いました。

○教育長（儘田文雄） そうですね。はい。

ちなみに学校の教育課程案というのは、まず基準となるのが、給食の日数ですよ。

ですからこの基準を超えて給食を食べることが、ケースとしてどんなケースがあるかお分かりですか。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○事務局長（田中智文） 当初予定していた学校行事だとか、何らかの事情になって中止になったりすると普通の授業が変わったりするので、そうすると計画していた給食の日数よりも増えるなんていうこともあるみたいなので、それが全体的な理由というより、いろんな理由があるので何とも言えないんですけど、増える理由ということ。

○教育長（儘田文雄） そうですね。

○事務局長（田中智文） そうですね。だから教育課程で計画されていたものが実際ないというケースぐらいしか、ちょっと思いつかないです。そんなことですね。

○教育長（儘田文雄） 教育課程の変更をするのであれば、それはまあ、それは教育委員会に届出をするという法律で決まっていますが、何らかの事情で半日で帰るところを午後もやらざるを得ない状況が発生したという場合ですかね。余りないですよ。

○事務局長（田中智文） そうですね。

○教育長（儘田文雄） そういったことはね。

他にいかがでしょうか。

○教育長職務代理人（鳥海俊身） 教育長。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いいたします。

○教育長職務代理人（鳥海俊身） そのことですが、給食の提供日数185日を超えて、ケースがあるのかということですが、私が思うには校外学習とかそういう一定の時間数、日数と言うんですか、組み込んでいるわけですね。

それでその185日の計算をすると超えてないというぐらいのところに落ち着いているわけですが、これから先のことを考えますと、コロナ禍が終わりまして、外に行けない中で学習をする日、学校と舎内ですと言いますか、校内で。

そういうものが増えてしまうような要件はなくなってくると思うので、これから給食組合が稼働している日の中で、今日はこの組、この学年はどこかへ行ってますとか、そういうことでトータルすると185日、これをこれから超えていくというのが余りないのかなというふうに思います。

また、臨時的にインフルエンザ等で学級閉鎖等なんていうことも、学校では常に起こり得るわけですね。

そういうことの場合には、給食の提供日数というか、食べる日数がマイナスになってくるだけの話ですから、基準は決めて、実際少数では今までそういうのがあったかもしれないけども、185日を超えてのものは、これからコロナが収まってくればそうはないというふうに思うんです。

これ質問じゃなくて、お話したくて申し訳ないと思うんですが、ですので条例的には規定がないことはやはり不足であるということで、失礼、条例って先ほど言っちゃいました。間違いです。規則的にはそういうことで整理をしたというだけというふうに解釈したいと思うんですが、いかがですか。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○事務局長（田中智文） 鳥海職務代理人のおっしゃるとおりで、これが絶対的なものではありませんので、飽くまでそういうケースが発生した時にこの規定を適用するという考えで、明らかにさせていただいたものです。以上です。

○教育長（儘田文雄） はい。他にいかがでしょうか。よろしいですかね。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りします。議案第7号「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長(儘田文雄) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第5回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会(臨時会)を閉会します。お疲れさまでございました。

以上、会議の経過(概要)を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和5年11月20日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委員